

## 婚姻費用分担請求調停を申し立てる方へ

### 1 はじめに

別居中の夫婦の間で、社会生活を維持するために必要な費用（婚姻費用）の分担について話し合いがまとまらない場合には、家庭裁判所に調停の申立てをすることができます。一度婚姻費用について調停が成立した場合に、その後の事情変更（収入の増減や子の進学など）により、婚姻費用の額を変更したいときは、調停をあらためて申し立てる必要があります。調停手続では、調停委員会が、申立人（あなた）及び相手方から事情を聞いたり、必要書類等を提出してもらったりして、双方の収入や子に必要な費用がどのくらいあるのかといった事情を把握し、標準的な婚姻費用の算定表を参考にしながら、双方の合意を目指して話し合いを進めます。

### 2 申立先

相手方の住所地を管轄する家庭裁判所、当事者が合意で定める家庭裁判所（管轄合意書の提出要）

### 3 申立てに必要な費用

- 収入印紙 1200円
- 郵便切手 合計816円分（内訳 82円×8枚, 50円×2枚, 10円×6枚）

### 4 申立て時及び調停進行中の提出書類とその取扱い

- 申立て時の提出書類
  - 申立書2通（裁判所用・相手方用）  
※コピーを相手方に送りますので、相手方が読みます。
  - 事情説明書1通 ※相手方から請求があれば、相手方に読まれることがあります。
  - 進行に関する連絡票1通 ※相手方に読まれることはありません。
  - 夫婦の戸籍謄本（全部事項証明書）1通（申立人と相手方が内縁関係の場合は不要）  
※3か月以内に発行されたものを提出してください。
  - 収入に関する資料2通（裁判所用・相手方用）  
源泉徴収票写し, 給与明細写し, 確定申告書写し, 非課税証明書写し等
  - 過去の婚姻費用に関する取決めや支払い状況に関する資料2通（裁判所用・相手方用）  
過去の審判書, 判決書, 調停調書等
- 調停進行中の提出書類
  - 特別な費用（子の私立学校の授業料等）に関する書類等, 必要に応じて提出してください。2通（裁判所用・相手方用）
  - 上記収入に関する資料や必要に応じて提出していただく特別な費用に関

する書類などの提出方法

- 婚姻費用分担請求調停事件は、当事者双方がお互いの経済状況を理解した上で話し合いを進める手続です。そのため、書類を提出する場合には、裁判所用及び相手方用として写しを2通提出するとともに、調停期日には、原本とご自分用の控えをお持ちください。
- 書類等の中に、秘とく希望の住所等、相手方に知られたくない情報がある場合、マスキング（黒塗りなど）をしてください（裁判所用及び相手方用の写し2通同様に作成してください。）。
- 上記□のマスキングができない書面については、「非開示の希望に関する申出書」に必要事項を記載し、原則として、その申出書の下に当該書面をステープラー（ホチキスなど）などで付けて、一体として提出してください。
- 提出された書類等の閲覧・謄写（コピー）  
相手方から閲覧・謄写（コピー）の申請があった場合、これを許可するかどうかは裁判官が判断します。そのため「非開示の希望に関する申出書」が提出されている場合でも、謄写・閲覧が許可される可能性があります。  
また、調停が不成立となって審判手続が開始された場合、審判のために必要な書類等については、調停手続では閲覧・謄写の申請が許可されなかった書類等であっても、改めて閲覧・謄写の申請があれば、法律の定める除外事由がない限り許可されます。

## 5 調停の進行について

調停手続の流れは下図のとおりです。調停は、平日に、おおむね2時間程度行われます。多くの場合は別席で進めますが、調停委員会が必要と判断した場合は、申立人と相手方の意見を聞いた上で、同席で行います。

なお、特別な事情がない限り、最終確認は同席で行います。

何回か協議しても合意成立の見込みがない場合には、調停委員会の判断により調停は不成立となります。その場合、申立人が申立てを取り下げない限り、自動的に審判手続に移ります。

